

沼津市障害者基幹相談支援センターについて

1 体制 4名

市職員3名（業務内容（1）～（8）を担う）

長倉（センター所長）

高野（主任社会福祉主事）

玄長（精神保健福祉士・会計年度任用職員）

相談支援センター1名（業務内容（1）、（2）を担う）

月曜日担当 きさらぎ（共生会）

火曜日担当 あしたか（あしたか太陽の丘）

水曜日担当 なかせ（復康会）

木曜日担当 こげら（輝望会）

金曜日担当 ふれあい沼津（静岡康心会）

2 業務内容

（1）総合的・専門的な相談支援の実施

障害の種別や各種のニーズに対応出来る総合的、専門的な相談支援を実施。

（2）相談支援センターとの連携

月2回（第2、第4木曜日）に支援センター合同ケース会議を開催。計画相談の振り分けや支援困難ケースの検討、情報共有、地域課題の集約を行う。

（3）障害者自立支援協議会の運営

各専門部会の担当については資料3参照。

（4）指定特定・障害児相談支援事業所の指定、指導

市内の相談支援事業所一覧については資料4参照。

（5）成年後見制度に関すること

成年後見制度利用支援事業の実施、市長申立、利用相談等

（6）障害者虐待防止に関すること

障害者虐待防止センターを兼ねる。

（7）地域生活支援拠点等の整備

（8）その他

各相談機関との連携、他分野の協議会等への参画。